

秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、雄和中央土地改良区から変更認可申請のあった頭首工管理規程について、令和6年4月24日に認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和6年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 趣旨

この規程は、雄和中央土地改良区が県営事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第3章第2節に基づき、頭首工の維持、操作その他の管理について必要な事項を定める。

2 管理者

頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、頭首工を管理する。

3 異例の処置

管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、緊急に措置を要する場合を除き、理事長の承認を得なければならない。

4 水位の制限

各頭首工における河川の水位の上限は次のとおりとする。

会沢0.30メートル、大沢0.30メートル、八神沢0.30メートル、椿川1.50メートル、築場1.80メートル

5 水位の基準

頭首工の水位は、堤体または制水ゲートに取り付けられた水位計の示度による。

6 かんがい期

毎年4月10日から8月31日までをかんがい期間とする。

7 取水

管理者は、かんがい期において気象、水象およびかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水する。

8 計画取水量

頭首工からのかんがい用水は、次の取水量を基準とする。

椿川0.109から0.167立方メートル、築場0.110から0.167立方メートル

9 取水時のゲート操作

かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水量に応じて、制水ゲートおよび取水ゲートの開度を調節して行う。

10 取水量の測定

取水量の測定は、取入水門内側の用水路に取り付けられた量水標の示度による。

取水量の測定は、正確を期すため毎年1回流量測定を行い、その結果に基づいて取水量測定標を補正する。

11 責任放流量

責任放流量は管理者判断とし、水位が標高の上限以内のときは制水門ゲートうち1基のみを開扉し、これの調節により水位を上限以内に保ちつつ放流する。

12 出水時の放流

頭首工の水位が上限を超え、以後増水するときは、順次に他の制水門ゲートを開扉し水位を上限に保ちながら放流するものとし、さらに上限を超えて増水するときは、すべての制水門ゲートを全開の状態におく。

頭首工の水位が上限を超えたときは、取入水門ゲートを開扉する。

13 出水後の操作

頭首工の水位が上限に減じた後は、水位を上限に保ちながら減水に応じて制水門ゲートを順次閉扉する。

14 点検および整備

管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作に必要な機械器具、警報、通信連絡および観測に必要な設備、管理に必要な船舶および車両ならびにこれらの操作に必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整

備を行わなければならない。

15 監視

管理者は、頭首工およびその周辺について常に監視を行い、その維持および保全に支障をおよぼす行為の取り締まりならびに危険防止に努めなければならない。

16 洪水警戒態勢

管理者は、秋田地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報または警報が発せられたときや、頭首工の水位が上限を超えることが予想される時は、洪水警戒態勢をとらなければならない。

17 洪水警戒態勢時の措置

管理者は、洪水警戒態勢をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の措置をとらなければならない。

- (1) 関係気象台、市、土地改良区その他機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測および情報の収集を密接に行う。
- (2) ゲートならびにゲート操作に必要な機械器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとる。
- (3) 河川流量および水位を常に注意し、出水時の頭首工の操作に万全を期す。

18 洪水警戒態勢の解除

管理者は、頭首工の水位が上限以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒態勢を解除する。

19 旱魃時の措置

管理者は、かんがい期において頭首工の水位が上限以下に低下するおそれがあるときは、その水位および頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置をする。

20 管理日誌

管理者は、頭首工管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録し、毎月10日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

- (1) 気象（天候、気温、降雨量、積雪量等）

- (2) 水象（水位、水温等）
- (3) 頭首工地点における放流
- (4) かんがい用水取水量
- (5) ゲート操作の時刻および開度
- (6) 点検および整備に関する事項
- (7) その他頭首工の管理に関する事項